

次期の交通安全計画について

令和7年度 第2回交通安全対策委員会 資料1-1

交通安全対策基本法の一部改正（令和5年6月16日公布、施行）

○法改正の趣旨

令和4年地方分権に関する提案募集における提案や、その後の全国市町村を対象にした意見募集において、都道府県の計画と重なるところの多い市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画について、その作成に係る労力を現場の施策の実施に振り向けていたいとする意見がある一方、これら計画が、関係機関への協力依頼や施策の進捗管理を行っていく上で有益であるなどの意見があったことなどから、法における位置付けは残しつつ、その作成に係る規定を、「努力義務規定」から「できる」規定に改正することとした。

改正前	改正後
(市町村交通安全計画等)	
第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。	第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

○留意事項

今回の改正により、市町村が市町村交通安全計画等を作成するかどうかについては、それぞれの市町村において、交通環境や交通事故情勢、関連する都道府県の計画、事務負担・体制等を総合的に勘案した上で、より一層地域の実情に応じて適切に判断されることとなります。

一方、法第4条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定めており、この点、今回の改正の前後で変わるものではないことに御留意願います。

また、計画作成の要否にかかわらず、都道府県、市町村などそれぞれの地域における行政、関係団体、住民等の緊密な連携・協働により、地域の交通安全上の課題に取り組んでいくことは引き続き重要であることについても、御留意願います。

※第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

○令和8年度以降の取組

第10次芦屋市交通安全計画（改定）<令和3年度～令和7年度>の終了に伴い、令和8年度からの新たな計画は作成せず、次のとおり取り組みます。

- ・計画の進捗管理に係る労力を現場の施策の実施に注力することで事務負担の軽減を図りながら継続して交通安全に関する取組を実施します。
- ・第10次芦屋市交通安全計画（改定）基本理念、指標及び重点施策等の考えを今後も活用して取組を進める。
- ・第5次芦屋市総合計画（後期基本計画）<令和8年度～令和12年度>の施策目標8【日常の安全安心が確保されている】の取組を実施します。
- ・兵庫県交通安全計画（実施計画）は今後も作成されるため、県計画を勘案したうえで、状況に応じた重点的な取組を進める。
- ・地域の交通安全の課題に対してそれぞれの役割に応じて取り組むため、交通安全対策委員会は継続する。【会名称や要綱改正等の改正を検討】

(予定) 第5次芦屋市総合計画（後期基本計画）<R8～R12>

【基本施策 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます】

第10次芦屋市交通安全計画（改定）<R3～R7>

基本理念・指標・重点施策



(予定) 第12次兵庫県交通安全計画<R8～R12>

兵庫県交通安全実施計画<毎年5月頃>

交通安全対策連絡会（案）

（学識経験者、PTA協議会、老人クラブ連合会、警察、交通安全協会、市関係部署）

毎年の状況を確認しながら各団体で取り組めることなどの連絡調整等を実施

進捗確認

交通安全対策連絡会（案）

それぞれの計画を意識して取り組みます